

道州制・地方財政制度調査検討会

第7回 地方財政制度分科会 事項書

日時：平成20年2月25日(月)

午後1時30分～

場所：議事堂5階501委員会室

1 市場公募債、格付け機関について

2 報告書(案)について

3 その他

県の資金調達の方法について

平成 20 年 2 月 25 日

三重県 総務部

1 県の資金調達の基本的な考え方

予測が困難な行政需要に臨機応変に対応するため、安定的・機動的に調達することが何よりも重要。

2 県の資金調達の状況

(1) 従来は公的部門からの借入が多い

13 年度発行額：総額 948 億円（民間資金 336 億円、公的資金 612 億円）

(2) 国の官から民へという考え方の中で、財政投融资改革などに伴い公的資金の縮減。

(3) 民間資金の調達へシフト ～約 8 割

18 年度発行額：総額 942 億円（民間資金 756 億円、公的資金 186 億円）

3 どのような方法で、どこから民間資金を調達するか

(1) 特定の金融機関

(2) 複数の金融機関から成るシンジケート団（三重県など）

(3) 上記に加えて、金融市場から調達（H20 年度 26 都道府県が予定）

4 総務省が市場公募債をすすめる理由

(1) 特定の金融機関からの調達に偏り過ぎると、調達できない場合には急遽他の調達先を探す必要が生じるので、安定的な資金調達を図るためには、広く市場全体からの資金調達を図ることが望ましい（多様な調達先の確保）。

(2) 骨太の方針 2003 において、「地方債に対する市場の評価がより機能するように取り組んでいく」こととされている。

5 地方債を巡る制度と金融市場の状況に対する認識

(1) 地方財政制度

地方財政制度では、地方債の発行について様々な規定があり、それら規定に沿った発行をしないと総務省の同意が得られない制度。

例えば、地方債の発行とは、将来世代の負担になる借金をすることであるから、世代間公平の観点を踏まえ、原則として耐用年数が長期間あり将来世代もその恩恵を受ける建設事業にしか充当できず、単に財源不足が発生するからと言って無限に発行できないこととなっている。

また、交付税措置のない行革債や退職手当債などを発行する際には、行政改革による将来の財源捻出が担保されないと総務省の同意や許可が得られない。

したがって、総務省の同意等を得ることは、県が今後の元利償還金に対する交付税措置を受けることができること、あるいは交付税措置がない場合でも県自らの行政改革による将来の財源捻出を行うことと、いわば1つのセットとなっていることから、将来にわたって借金の返済、すなわち財政収支の確実性が担保されることに繋がるものである。

逆にいえば、我が国の地方財政制度上、総務省の同意が得られないような不同意債を発行しない限り、国が示す地方財政計画により将来の償還財源が確保され、財政破綻するようなことにはならない仕組みとなっている。

こういった強固な制度に加え、今回、さらに財政健全化法が成立し、各種の財政指標が公表され、制度の枠組みを超えるような財政運営を行うことによる財政破綻を防ぐ仕組みが導入されている。

(2) 引受金融機関の地方債のリスクの取扱い

金融機関が地方債を運用資産として保有する際の債務不履行リスクはゼロ。(銀行の自己資本比率に関する国際統一基準)

(3) 資金調達の機動性・安定性

資金調達を行うことを判断してから、実際に発行して調達できるまでの

期間は、一般に、金融市場から調達するよりも、特定の金融機関から調達する方が短い（＝機動性の確保）。

14の金融機関から成るシンジケート団を組むことで、一定程度の多様な主体を確保（＝安定性の確保）。

（４）金融市場の成熟度

金融市場の評価機能が働くという本来の絵姿に照らしてみれば、現状は過渡期（黎明期）。

信用判断と金利、格付けの機能

全国比較のできない指標を作っても、金利交渉の際に一方向的に金融機関に利用される可能性。

（５）財政事情の透明性をどう確保するか

三重県財政の現状（決算状況）

歳入、歳出、財務指標など過去からの推移をグラフ化し、コンパクトにまとめ、議会に提出するとともにインターネット上に掲載。

市場公募団体のIR資料（投資家への提供資料）とほぼ同様の資料。

三重の財政（予算・決算状況）

当初予算及び決算後に県の財政の状況について、冊子にまとめ議会に提出するとともにインターネット上に掲載。

バランスシート及び行政コスト計算書

毎年、決算時にこれまでの行政活動の実績を一覧的にコンパクトにまとめ、インターネット上に掲載。

予算及び決算に係る記者発表資料

当初予算及び決算に係る資料について、記者発表向けにまとめ、議会に提出するとともにインターネット上に掲載。

県政報告書

施策別に前年度の成果を報告し、議会からの意見を踏まえ、次年度の予算編成を行う。議会に提出するとともにインターネット上に掲載。

- (6) 14の金融機関から成るシンジケート団が県に提示している金利
三重県債（銀行等引受資金）の発行条件は、共同発行公募地方債と同一。

平成19年5月発行市場公募地方債発行条件一覧(10年債)

団体名	利率	発行価格	応募者利回り	条件決定日
北海道	1.84	100.00	1.840	H19.5.11
千葉県	1.77	99.92	1.779	H19.5.9
東京都	1.77	99.99	1.771	H19.5.15
神奈川県	1.76	99.93	1.768	H19.5.11
静岡県	1.77	99.92	1.779	H19.5.9
愛知県	1.79	99.94	1.797	H19.5.9
大阪府	1.79	100.00	1.790	H19.5.9
兵庫県	1.80	99.95	1.806	H19.5.9
広島県	1.78	99.97	1.784	H19.5.9
横浜市	1.77	99.92	1.779	H19.5.11
大阪市	1.85	99.99	1.851	H19.4.20
共同発行公募地方債	1.70	99.25	1.788	H19.5.10
三重県	1.70	99.25	1.788	H19.5.10

▲（ここを見る）

6 県の考え方

1の安定的・機動的に資金調達を行うという観点に立ち戻り、かつ5
(6)のシンジケート団の提示している金利が、他の調達方法に比して相
対に低い以上、現時点において、決して安くない手数料（県民の負担する
税金）を支払ってまで、敢えて他の方法を採用する合理的な理由はないと
考えている。

7 その他

当初予算編成に係るプロセス

本会議での一般質問・代表質問のほか、下表の流れにより、予算に関する審議が行われています。

時期	項目	内容
6月	県政報告書	県政報告書（前年度の評価と今後の方針）を議会に説明、審議。
7月	財政の現状と次年度の予算編成の課題	県財政の現状と次年度予算編成の課題を県議会に説明、審議。
8月	県政報告書に係る議会から執行部への申し入れ	次年度予算編成に向けての議会からの申し入れ。
9月	議会からの申し入れに対する回答	申し入れに対する回答を議会に提示し審議。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の県政運営方針案及び当初予算調製方針 ・決算審査及び総括質疑 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の県政運営方針案、当初予算調製方針及び組織機構・職員定数調整方針を議会に説明、審議。 ・決算審査及び決算に係る予算決算常任委員会での総括質疑。
12月	当初予算要求状況	当初予算要求状況を議会に説明、審議。
2月	県政運営方針・当初予算の状況	県政運営方針・当初予算の内容について説明。
3月	予算決算常任委員会での総括質疑	当初予算編成に関する総括質疑
3月末	当初予算採決	

多治見市健全な財政に関する条例の構造 平成 19 年条例第 48 号

第 1 編 総則

第 1 条 (目的)
第 2 条 (財政運営の指針)
第 3 条 (責務規定)

第 2 編 財政運営の原則

第 1 章 財政情報の共有
第 4 条 (情報共有)
第 5 条 (情報公表の制度)
第 6 条 (財務諸表)

第 2 章 資産及び負債の原則
第 7 条 (基本原則)
第 8 条 (資産及び負債)
第 9 条 (基金)
第 10 条 (起債)

第 3 章 執行における原則
第 11 条 (歳入及び歳出)
第 12 条 (使用料等)
第 13 条 (補助金)
第 14 条 (資金運用)

第 3 編 計画的な財政運営

第 1 章 通則
第 15 条 (財政判断指標)
第 16 条 (総合計画策定における原則)
第 17 条 (予算を伴う計画)
第 18 条 (中期財政計画)
第 19 条 (予算における財政判断指数)
第 20 条 (決算における財政判断指数)

第 2 章 財政状況の維持及び向上
第 1 節 財政向上目標
第 21 条 (財政向上目標の設定)
第 2 節 財政向上指針
第 22 条 (財政向上指針)
第 23 条 (財政向上指針の策定手続)
第 24 条 (実施状況の報告)

第 3 章 財政状況の健全性の確保
第 1 節 財政健全基準
第 25 条 (財政健全基準の設定)
第 2 節 財政正常化計画
第 26 条 (財政警戒事態宣言)
第 27 条 (財政正常化計画)
第 28 条 (宣言の解除)
第 3 節 財政再建計画
第 29 条 (財政非常事態宣言)
第 30 条 (財政再建計画)
第 31 条 (財政再建計画の策定手続)
第 32 条 (実施状況の調査等)
第 33 条 (議会の勧告等)
第 34 条 (準用)

第 4 編 雑則

第 35 条 (委任)

附則
(施行期日)
(適用区分)

多治見市健全な財政に関する条例

平成 19 年 12 月 17 日

多治見市条例第 48 号

目次

第 1 編 総則（第 1 条 第 3 条）

第 2 編 財政運営の原則

第 1 章 財政情報の共有（第 4 条 第 6 条）

第 2 章 資産及び負債の原則（第 7 条 第 10 条）

第 3 章 執行における原則（第 11 条 第 14 条）

第 3 編 計画的な財政運営

第 1 章 通則（第 15 条 第 20 条）

第 2 章 財政状況の維持及び向上

第 1 節 財政向上目標（第 21 条）

第 2 節 財政向上指針（第 22 条 第 24 条）

第 3 章 財政状況の健全性の確保

第 1 節 財政健全基準（第 25 条）

第 2 節 財政正常化計画（第 26 条 第 28 条）

第 3 節 財政再建計画（第 29 条 第 34 条）

第 4 編 雑則（第 35 条）

附則

第 1 編 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、財政運営の指針並びに基本的な原則及び制度を定めることにより、市民自治に基づく健全な財政に資することを目的とします。

（財政運営の指針）

第 2 条 市の財政は、市民の厳粛な信託及び負担に基づくものであり、市は、財政を健全に運営しなければなりません。

2 市の負債は、現在及び将来の市民の負担であり、市は、人口の動向等の市民の負担能力の変化を考慮して世代間の負担の均衡を図るとともに、長期的な計画、起債その他の将来の負担に影響する事項については、その負担が意思決定に参加できない

者によっても担われることに留意して、決定しなければなりません。

- 3 市は、この条例の理念に沿った計画的な財政運営を行うとともに、環境変化に応じた対応を取らなければなりません。

(責務規定)

第3条 市民は、政策による市民の利益が市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければなりません。

- 2 議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関として、議会の議決を要する計画及び予算(補正予算及び暫定予算を含みます。以下同じです。)を議決し、予算の執行を監視し、並びに決算の認定をしなければなりません。

- 3 市長は、市民の信託に基づく市の代表機関として、総合計画に基づき予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営し、職員は、十分な注意力及び勤勉さをもって財務に当たらなければなりません。

第2編 財政運営の原則

第1章 財政情報の共有

(情報共有)

第4条 市は、市民と情報を共有し、市民自治に基づく財政運営を行うため、財政に関する情報を分かりやすく公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。

- 2 市は、財政に関する市民の意見の把握に努めなければなりません。

- 3 市は、主な事業の経費を明らかにすることにより、政策による市民の利益と負担との関係を明らかにするよう努めなければなりません。

(情報公表の制度)

第5条 市長は、毎年度、当初予算又は当初予算に準ずる補正後の予算について、総合計画に基づく主な事業の概要並びに財政の現状及び年度末における財政状況の見込みを分かりやすく説明した資料を作成し、公表しなければなりません。

- 2 市長は、毎年度、決算について、総合計画に基づく主な事業の進行状況及び財政の現状を分かりやすく説明した資料を作成し、公表しなければなりません。

- 3 市長は、別に条例に定めるところにより、毎年2回以上予算の執行状況並びに財産、市債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を公表しなければなりません。

4 市長は、財政に関する情報の公表について、内容の充実を図るとともに、市民に分かりやすい公表とするよう継続的に改善しなければなりません。

(財務諸表)

第6条 市長は、毎年度、次に掲げる財務諸表を作成しなければなりません。

(1) 貸借対照表

(2) 行政コスト計算書(企業会計における損益計算書に準ずるものをいいます。)

(3) 純資産変動計算書(企業会計における株主資本等変動計算書に準ずるものをいいます。)

(4) 資金収支計算書(企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書に準ずるものをいいます。)

2 前項各号に規定する財務諸表は、次に掲げる区分につき、作成されなければなりません。

(1) 普通会計に係る財務諸表

(2) 普通会計及び公営事業会計並びに出資法人(市が資本金等の2分の1以上を出資している法人をいいます。)等を連結した財務諸表

3 市長は、決算を議会の認定に付すに当たっては、前2項の規定による財務諸表を併せて提出しなければなりません。

4 市長は、決算の概要を公表するに当たっては、第1項及び第2項の規定による財務諸表を併せて公表しなければなりません。

第2章 資産及び負債の原則

(基本原則)

第7条 市は、次に掲げる原則により財政運営に当たらなければなりません。

(1) 将来において発生する経費を適切に見込むこと。

(2) 将来の負担を抑制すること。

(3) 金利変動等の経済情勢の変化を考慮すること。

(資産及び負債)

第8条 市は、長期的な人口動向を考慮して、資産を管理しなければなりません。

2 市は、市債及び公債費に準ずる債務負担並びに債務保証並びに退職手当のための引当金相当額について、負債として管理しなければなりません。

3 市は、負債の額について、償還能力の観点から適切な水準とし、逡減に努めなけれ

ばなりません。

(基金)

第9条 市は、公共施設の修繕のための経費その他の財政の安定性のために資金の留保を必要とする経費については、基金を設けて計画的に積み立て、執行するよう努めなければなりません。

2 市は、災害復旧に要する経費について、財政調整基金において資金を適切に留保しなければなりません。ただし、現に災害復旧を実施しているときは、この限りではありません。

(起債)

第10条 市は、起債に当たっては、次に掲げる事項を検討しなければなりません。

(1) 将来において市民が負担することの妥当性

(2) 起債と他の方法による場合との市の負担についての比較

2 市は、起債に当たっては、償還計画を立案しなければなりません。

第3章 執行における原則

(歳入及び歳出)

第11条 市は、歳入について、安定的な増加を図る方策を検討するとともに、公租公課等の諸納付金については、適切な徴収に努めなければなりません。

2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければなりません。

(使用料等)

第12条 市は、使用料、手数料、負担金等について、受益と負担との関係を考慮して、定期的に総合的な見直しを行わなければなりません。

2 前項に規定する見直しに当たっては、使用料、手数料、負担金等の設定に当たっての基準を定め、これに基づいて決定しなければなりません。

(補助金)

第13条 市長は、補助金について、政策的必要性及び効果の観点から、補助の必要性のほか交付決定の手法等も含め定期的に包括的な見直しを行わなければなりません。

2 市長は、補助金の交付決定に当たっては、補助の必要性を審査するとともに、事業の完了に当たっては、補助の効果を評価しなければなりません。

3 市長は、団体の運営に係る経費に対する補助については、原則として、あらかじめ

期限を定めるよう努めなければなりません。

(資金運用)

第14条 市は、資金を効率的に運用するとともに、損失の回避等の管理を行わなければなりません。

第3編 計画的な財政運営

第1章 通則

(財政判断指標)

第15条 市長は、財政状況に関する情報を市民及び議会と共有し、次の表に掲げる目的に資するため、財政判断指標の欄に掲げる指標について、財政判断指数の欄に定めるところにより算定した数値を、この条例の規定により、議会に報告し、公表しなければなりません。

目的	財政判断指標	財政判断指数
負債の逓減及び償還能力に対する信用の確保	償還可能年数	負債の総額から償還等に充てることが適当な基金残高を控除した額を経常一般財源から元金の償還に係る公債費分を除く経常経費充当一般財源を控除した額で除した数値
経費の硬直性の解消	経費硬直率	公債費分を除く経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値
財源の留保	財政調整基金充足率	災害復旧のための留保分を除く財政調整基金の残高を経常経費充当一般財源の額で除した数値
資金の安定性の向上	経常収支比率	経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値

2 財政判断指数の算定に当たっての基準は、財政判断指標の目的に資するよう規則で定めます。

3 市長は、総合計画その他の予算を伴う計画の策定及び予算の編成に当たっては、財政判断指数に留意しなければなりません。

(総合計画策定における原則)

第16条 市は、総合計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源

を確保するとともに、総合計画の確実な実行を図らなければなりません。

2 市は、総合計画の策定及び見直しに当たっては、当該策定又は見直しに当たって策定又は見直しされた実行計画の計画期間内における各年度について、次に掲げる事項を基本構想に記載しなければなりません。

(1) 一般会計における歳入の見込み

(2) 一般会計における歳出の計画額

(3) 財政判断指数の見込み

3 前項第1号に規定する歳入の見込みは、想定される複数の状況について推計され、基調となる傾向が示されなければなりません。

4 総合計画は、前項の規定による基調となる傾向に沿って、策定されなければなりません。

(予算を伴う計画)

第17条 市長は、予算を伴う計画については、中期財政計画(次条第1項に規定する財政計画をいいます。以下同じです。)の計画期間内において必要となる予算を明らかにし、中期財政計画に反映させなければなりません。

(中期財政計画)

第18条 市長は、毎年度、総合計画との調整のもとで、中期的な期間における各年度について、次に掲げる事項を記載した財政計画を策定しなければなりません。

(1) 一般会計における歳入の見込み及び歳出の計画額

(2) 財政判断指数の見込み

(3) 財政調整基金等の財政運営に関する基金の残高

2 第16条第3項の規定は、前項第1号に規定する歳入の見込みについて準用します。

3 市長は、中期財政計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

(予算における財政判断指数)

第19条 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、当該予算を踏まえた財政判断指数の見込みを明らかにして議会の議決に付さなければなりません。

2 市長は、予算の概要を公表するに当たっては、前項の規定による財政判断指数の見込みを併せて公表しなければなりません。

(決算における財政判断指数)

第20条 市長は、決算を議会に提出するに当たっては、当該決算における財政判断指

数の実績を明らかにして議会の認定に付さなければなりません。

- 2 市長は、決算の概要を公表するに当たっては、前項の規定による財政判断指数の実績を併せて公表しなければなりません。

第2章 財政状況の維持及び向上

第1節 財政向上目標

(財政向上目標の設定)

第21条 市長は、財政判断指標について、財政状況の継続的な維持及び向上のための目標値(以下「財政向上目標」といいます。)を定めなければなりません。

- 2 財政向上目標は、市長の任期ごとに定められなければなりません。
- 3 市長は、財政向上目標を定めるに当たっては、市民の参加を図らなければなりません。
- 4 市長は、財政向上目標を定めたときは、これを議会に報告し、公表しなければなりません。

第2節 財政向上指針

(財政向上指針)

第22条 市長は、財政状況の継続的な維持及び向上のための指針(以下「財政向上指針」といいます。)を策定しなければなりません。

- 2 財政向上指針は、市長の任期ごとに策定されなければなりません。
- 3 財政向上指針は、財政向上目標を達成することを目的として、次に掲げる事項について策定されなければなりません。

(1) 目標年度

(2) 財政向上目標の達成のための基本方針

(3) 目標年度までの各年度の財政判断指数の見込み

(4) 前3号に掲げるもののほか、財政向上目標の達成に必要な事項

(財政向上指針の策定手続)

第23条 市長は、財政向上指針を策定するに当たっては、市民の参加を図らなければなりません。

- 2 市長は、財政向上指針を策定したときは、これを議会に報告し、公表しなければなりません。
- 3 前2項の規定は、財政向上指針を変更する場合について準用します。ただし、軽微

な変更（各年度の財政判断指数の見込みの変更を伴うものを除きます。）については、この限りではありません。

（実施状況の報告）

第 24 条 市長は、毎年度、財政判断指数の実績を明らかにした財政向上指針の実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

第 3 章 財政状況の健全性の確保

第 1 節 財政健全基準

（財政健全基準の設定）

第 25 条 市長は、財政判断指標について、財政状況の健全性として確保すべき基準値（以下「財政健全基準」といいます。）を定めなければなりません。

2 第 21 条第 3 項及び第 4 項の規定は、財政健全基準について準用します。この場合において、これらの規定中「財政向上目標」とあるのは「財政健全基準」と読み替えるものとします。

第 2 節 財政正常化計画

（財政警戒事態宣言）

第 26 条 市長は、中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込みのうち 1 つ以上が財政健全基準を満たさなくなったときは、当該中期財政計画の策定に当たり、財政警戒事態を宣言しなければなりません。ただし、財政非常事態（第 29 条に規定する財政非常事態をいいます。）を宣言している場合にあっては、この限りではありません。

（財政正常化計画）

第 27 条 市長は、財政警戒事態を宣言したときは、財政向上指針に代えて財政の正常化のための計画（以下「財政正常化計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 財政正常化計画は、財政判断指数の見込みのすべてが安定的に財政健全基準を満たすことを目的として、すべての経費について見直しが行われたうえ、次に掲げる事項について策定されなければなりません。

（1）計画期間

（2）財政の正常化のための基本方針

（3）前号に規定する基本方針に基づく具体的な取組み

- (4) 前号に規定する具体的な取組みの目標値
- (5) 計画期間内における各年度の財政判断指数の見込み
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財政の正常化に必要な事項

3 第23条及び第24条の規定は、財政正常化計画について準用します。この場合において、第23条中「財政向上指針」とあるのは「財政正常化計画」と、第24条中「財政判断指数の実績」とあるのは「具体的な取組みの実績及び財政判断指数の実績」と、「財政向上指針」とあるのは「財政正常化計画」と読み替えるものとします。

(宣言の解除)

第28条 市長は、財政正常化計画を達成し、かつ、中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込みのすべてが財政健全基準を満たすこととなったときは、財政警戒事態の解除を宣言するものとします。

2 前項の規定による財政警戒事態の解除の宣言に当たっては、市長は、財政正常化計画の実施状況を記載した報告書及び財政正常化計画に代わる財政向上指針を議会に報告し、公表しなければなりません。

第3節 財政再建計画

(財政非常事態宣言)

第29条 市長は、予算を踏まえた財政判断指数の見込み及び決算における財政判断指数の実績のうち1つ以上が財政健全基準を満たさなくなったときは、当該予算又は決算の議会への提出に当たり、財政非常事態を宣言しなければなりません。

(財政再建計画)

第30条 市は、財政非常事態にあつては、財政の再建のための計画(以下「財政再建計画」といいます。)を策定しなければなりません。

2 前項の規定に基づき財政再建計画が策定されている間については、第22条及び第27条の規定にかかわらず、市長は、財政向上指針又は財政正常化計画を策定しないものとします。

3 第27条第2項の規定は、財政再建計画について準用します。この場合において、「財政正常化計画」とあるのは「財政再建計画」と、「財政の正常化」とあるのは「財政の再建」と読み替えるものとします。

(財政再建計画の策定手続)

第31条 市長は、財政再建計画の案を作成するに当たっては、市民の参加を図らなけ

ればなりません。

2 財政再建計画は、議会の議決を経て策定され、市長は、これを公表しなければなりません。

3 前2項の規定は、財政再建計画を変更する場合について準用します。ただし、軽微な変更（各年度の財政判断指数の見込みの変更を伴うものを除きます。）については、この限りではありません。

（実施状況の調査等）

第32条 議会は、必要に応じ、財政再建計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができます。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告の聴取に協力しなければなりません。

（議会の勧告等）

第33条 議会は、財政運営が財政再建計画に適合しないと認められる場合その他財政の再建が困難であると認められる場合においては、市長に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができます。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表しなければなりません。

3 第1項の規定による勧告を受けた市長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、議会に報告し、公表しなければなりません。

（準用）

第34条 第24条及び第28条の規定は、財政再建計画について準用します。この場合において、第24条中「財政判断指数の実績」とあるのは「具体的な取組みの実績及び財政判断指数の実績」と、「財政向上指針」とあるのは「財政再建計画」と、第28条第1項中「財政正常化計画」とあるのは「財政再建計画」と、「中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込みのすべて」とあるのは「中期財政計画における計画期間内の財政判断指数の見込み並びに当年度の予算を踏まえた財政判断指数の見込み及び前年度の決算における財政判断指数の実績のすべて」と、「財政警戒事態」とあるのは「財政非常事態」と、同条第2項中「財政警戒事態」とあるのは「財政非常事態」と、「財政正常化計画の実施状況」とあるのは「財政再建計画の実施状況」と、「財政正常化計画に代わる財政向上指針」とあるのは「財政向上指針」と読み替えるものとします。

第4編 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。ただし、第15条から第19条まで、第21条、第25条及び第35条の規定は、平成20年1月1日から施行します。

(適用区分)

2 第16条の規定は基本構想が平成20年1月1日以後に議会の議決を経た総合計画から、第18条の規定は平成20年度を初年度とする中期財政計画から、第19条の規定は平成20年度の予算から、第20条の規定は平成19年度の決算から適用します。

道州制・地方財政制度調査検討会

地方財政制度分科会における検討結果報告書（案）

1. はじめに

(1) 地方財政制度にかかる最近の情勢

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)の成立と、並行して行われている公会計改革の進展により、行政としての県民に対する財政情報の提供、議会としての財政運営に対する監視機能の強化が、これまで以上に求められている。

(2) 当分科会としての検討の方向

- ・検討会(分科会)の目的は、「三重県議会としての財政民主主義の実現」のためとした。
- ・検討会(分科会)が考える「三重県議会が目指すべき財政民主主義」とは・・・
 - 県民を代表する県議会が財政をチェックし、コントロールできていること
 - 県民が県財政の現状を正しく把握し、県議会の議決を経た財政運営が、県民が望む財政運営と一致していると感じられること

2. 現状と課題

(1) 議会の監視機能の強化

- ・地方自治体において財政民主主義は、県民の代表である「議会」による予算統制という手段により達成されなければならないが、予算制度や会計制度の複雑化を背景に、議会による財政統制が及びづらくなっており、財政運営に対する議会の監視機能強化のため、議会内においても財政に対する見識を高め、的確な判断が可能となる体制を構築する必要がある。
- ・多様な県民の意見を県政に反映する責務のもと、従来から、民意を反映した施策の実現に努めているが、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、現在及び将来世代の負担までを見据えた議論を通じて、健全な財政運営のための監視ができているかを検証する必要がある。

(2) 住民本位の財政運営の推進

- ・財政民主主義は、議会によるコントロールを確保するとともに、住民自治の観点から、主権者たる県民が財政運営を正しく理解し、行政と議会が、

県民の負託に忠実に応えているという状態が維持されている必要がある。

- ・財政健全化法などの会計責任を問う仕組みに加え、予算を執行する責任を持つ行政と、予算の決定を行う議会は、これまで以上の説明責任を果たし、県財政を住民に身近なものとし、住民の参画を促す方策を考える必要がある。

3. 今後について

(1) 議会として取り組むべき方向

- ・個々の議員として、政務調査活動などを通じて財政運営に関する資質の向上に積極的に取り組むとともに、議会全体として、財政に関する継続的な研修の実施を行う。
- ・県民を対象としたフォーラムや説明会といった場を設定し、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、議会活動に参画する機会の確保に努める。
- ・財政に関する専門性が今後よりいっそう求められることから、議会内で専門的知見を活用できる組織を設け、予算から決算に至る各過程において、より充実した審議体制を構築する。

(2) 執行機関等に対して望まれること

- ・より分かりやすい財務情報の提供と、決算報告の充実のため、公会計制度改革による財務諸表等を健全化判断の際の補足説明資料とするなど、現金主義会計に基づく予算・決算の側面的補強を進め、県民の代表としての議会において、将来世代の負担も見据えた予算審議が可能となることが望まれる。
- ・地方財政制度改革によって住民自治・地域主権が推進するよう取り組むことが大切であり、地域主権の社会を目指すとき、主権者たる県民が、より一層財政運営や政策に関与できるよう、また、透明性の高い財政運営がなされるよう、県民にとって分かりやすい財務情報の提供方法を検討することが望まれる。

報告書添付資料 目次

1. 財政健全化法の概要
2. 公会計改革の概要
3. 第3回分科会講演録、資料
(監査法人トーマツ パートナー 森田 祐司 氏)
4. 第4回分科会講演録、資料
(関西学院大学大学院 経済学研究科教授 小西 砂千夫 氏)

道州制・地方財政制度検討会 今後の進め方（案）

	道州制分科会	地方財政制度分科会
6月	道州制・地方財政制度調査検討会を、本会議において議決により設置	
	正副座長の選出、道州制分科会と地方財政制度分科会の2分科会の設置、各分科会長の選任	
7月	各界における意見概要等を調査し、今後の進め方を検討	検討課題を財政健全化法、公会計改革を中心とすることを決定
9月	昨年度の議会事務局による道州制に関する報告を調査	知事部局から課題に対する聴き取り調査
	日本経済団体連合会産業第一本部長井上洋氏講演と意見交換	
10月	中央大学法学部 教授今村都南雄氏講演と意見交換	監査法人トーマツパートナー森田祐司氏講演と意見交換
12月	知事部局から「三重県の道州制に対する考え方」を調査	関西学院大学大学院教授小西砂千夫氏講演と意見交換
20年 1月	各委員からの意見を基に議員間討議	分科会報告の骨子案提示
2月	各委員からの意見を基に議員間討議(2/25)	各委員からの意見を基に議員間討議(2/14)
		知事部局から聴き取り、分科会報告を取りまとめ(2/25)
3月3日	分科会報告を取りまとめ	分科会報告を取りまとめ
3月7日	両分科会からの報告を取りまとめ	
3月19日	全員協議会において道州制・地方財政制度調査検討会から全議員に調査検討の結果を報告	